

No.	分野	基本方針	基本目標	基本施策	実施計画事業における名称	事業内容	第3回策定委員会意見 (町長がすること)	第4回策定委員会意見 (町長がすること)	第4回策定委員会意見 (事業者がすること)			
1	自然環境	自然環境の保全及び創造	自然環境保全とその継続及び開発と調和	森林環境の保全	自然環境活用センター(ネイチャーセンター)の果たしてきた機能および建物の発展的復興を行う。	自然環境活用センター(ネイチャーセンター)の果たしてきた機能および建物の発展的復興を行う。						
2					町有林保育事業	遠林、下刈、除伐、間伐の施策を実施することにより、適正な森林環境と有材木材の育成を図る。	・森林の整備					
3					エコカレッジ事業	地域資源の調査・研究、教育・人材育成、情報発信事業を行う。			大人が関われる機会創出(ワラスコ隊) まちなか大学 山菜採り きのご採りを通じて			
4					南三陸材利用促進事業	地元木材を利用しての家屋新築に助成を行う。						
5					FSC認証事業	資源循環の町を目指し、付加価値を高めるため、町と民間の共同により、FSC認証に係る申請を行う。			・FSCASOの認証制度のPRが足りない	ASC・FSCの理解に努めます。	ASC認証を進めます	
6					森林経営計画推進支援事業	森林所有者、森林経営の委託者が森林経営計画(5か年)を作成し、審査・認定を行い、認定者には支援措置(税制特例、補助事業)を講じる。					山の環境管理状況をPRしてもらいたい 山の状況が判らない	
7					森林病害虫防除事業(宮城の松林健全化事業)	松くい虫などの病害虫に対する防除事業である。						
8					フォレストック認定事業	認定を受けた炭素ガス吸収量の売却益を原資に、町内の森林整備を促進する。						
9					林道整備事業	震災及び老朽化により通行に支障がある箇所について、林道の修繕を行う。						
10					農山漁村地域復興基盤総合整備事業	農地の生産基盤整備(区画整理)等を行う。						
11					経営再開マスタープラン作成事業	農地を今後中心となる経営体へ集積することで、生産品目の調整、経営の複合化、6次産業化を進めるとともに、農地の荒廃を防ぐ。						
12					耕作放棄地対策事業	荒廃化となる可能性がある農地を支援することで、良好な耕作環境を維持して産農継続に繋げる。			・遊休地の活用		遊休農地のバンク PRしてもらいたい 就農者の支援(移住)	
13				農山村地域活性化推進対策事業	地域の置かれた諸条件に応じて創意工夫を生かした取り組みを支援することで、農山村地域活性化を図る。							
14				農地中間管理事業	個人農地を認定農業者や農業法人に貸し付けることで、長期にわたり農地の荒廃化を防ぐ。							
15				液肥普及活動事業	化成肥料に代えて液肥を利用することにより、生産コストを削減し、農家の所得向上を図る。							
16				ふるさと水と土保全対策事業	中山間地域の河川環境保全、保安林整備等の適正管理を行うことで、多面的機能を良好に保つ。							
17				グリーン・ツーリズム農業体験推進事業	みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、農漁家レストランや直販所の情報発信、農漁家民宿民泊の受け入れなどの支援を行う。							
18				資源管理型漁業の推進	シロザケふ化放流事業	町内における目標放流数1000万尾の確保に向け、ふ化・放流に関する事業を行う。	・魚種等のサイズによって漁獲制限のPR。特にレジャー対象					
19					シロザケふ化場運営事業	町が施設の管理・運営を行っているが、将来的には受益者側の運営で自立を目指す。						
20					水産種苗放流事業	アワビ種苗の放流事業に対して補助を行う。						
21				漁場環境の保全	志津川湾海藻群再生支援事業	海藻群落が減少することで、海洋環境の悪化が生息系に大きく影響していることから、海藻群落の再生を目的として調査事業並びに支援業務を実施する。						
22					志津川湾環境調査事業	地域資源の調査・研究、教育・人材育成、情報発信事業を行う。						
23				環境保全と開発が調和した土地利用の推進	水産物水揚げ状況調査事業	水揚げの実態を把握するとともに、ニーズの把握やマーケティング調査等を実施し、得られた情報をもとに地域資源の利用・活用につなげる。						
24					町土の保全と安全性の確保	町域における国土の利用に関し必要な事項を定める国土利用計画の改定を行う。						
25	生活環境	生活環境の保全及び創造	復興の先を見据えた生活環境の充実	河川・海域環境の保全	公共土木施設災害復旧事業(河川)	被災した河川施設について、施設復旧を行い、被災前の通水機能の回復と施設の安全性を確保する。						
26					下水道整備事業	防災集団移転促進事業等住宅地整備の施行地区に関連して、公共下水道事業を行う。	・下水道処理(生活排水)の高度化 ・川に排水はヤメル					
27					下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る補助事業(町)	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の保全を図る。						
28				公衆衛生活動の推進	河川、海域の水質検査事業	主な河川及び海域等公共用水域の水質検査を定期的に行う。						
29					低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	各世帯、事業所等から排出されるし尿、雑排水の処理を行うことで生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の保全を図る。						
30					環境美化活動の推進	環境美化を推進することにより、不法投棄等がない町を目指す。(各地域での植栽事業、公衆衛生組合連合会活動の支援、不法投棄防止活動、看板の設置等)	・草刈り等の自主組織での取組復活(名足地区)					
31				生活環境における公害対策	騒音・振動関係特定施設設置届を提出させ受理する。また、住民から公害に関する苦情を受け、現場の確認や当該者に注意を促す等の指導を行う。							
32					狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射を実施する。						
33					一般廃棄物の処理、災害発生時に大量に排出される廃棄物の処理等に関する計画を策定する。							
34				循環型社会	循環型社会の構築	循環型社会の推進	資源循環型社会形成の推進	バイオマス事業の推進	子どもを主体に資源循環型社会形成を分かりやすく伝えていく。また、生ごみ処理や液肥の普及についても支援する。			
35								循環型社会形成推進交付金事業	下水道処理区域外の地域における汚水処理について、浄化槽による個別処理を行う。			
36								計画的なし尿収集業務の推進	排出されるし尿の収集が遅滞なく収集できるよう、計画的な収集業務を推進する。老朽化したし尿処理施設の今後について検討する。			
37	資源循環型社会形成事業	町民、事業者等に資源循環型社会形成の重要性を理解していただき、協力体制を整えるための広報、PR活動を行う。また、小学校の環境学習等における見学を受け入れるなど、研修機会を提供する。	・ごみの分類システム支援(アルミ・スチール)←工作、アイデア etc ・循環型社会の理解促進 ・地区ごとの説明会 ・分別わかるように地区ごとに説明				説明会に参加します					
38	廃棄物等の効率的・適正な処理の推進	環境に関する研修会等の事業	小学校の児童の「環境学習等における廃棄物処理施設見学」の受け入れを行う。									
39		地域と連携したごみ分別の徹底及び排出量の削減を図る。										
40		生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業	子どもを主体に資源循環型社会形成を分かりやすく伝えていく。また、生ごみ処理や液肥の普及についても支援する。				・ごみの分類方法をわかりやすく ・外国人にも解る様に絵で紹介					
41	3Rの推進	ごみ減量化や資源化を推進していくためには、町民をはじめ各事業所等の協力が必要不可欠であることから、各地域の衛生組合長との連携強化を行う。	・ゴミ分別マナーの徹底				資源の再利用に努めます 適切なごみ処理を行います。					
42	産業廃棄物不適正処理防止に向けた自治体間連携強化	県等関係機関と連携し産業廃棄物の適正な処理の指導や意識啓発活動を行う。										
43	産業廃棄物処理の適正化指導、啓発	産業廃棄物の収集が遅滞なく収集できるように計画的な収集業務を推進するため、各地域の衛生組合長との連携強化を行う。					ごみ収集の事業者がごみ収集のきれいな地区を情報発信する					
44	ごみ処理施設の整備・検討	ごみ処理施設	家庭から排出されるごみの収集を民間業者に委託するとともに、可燃ごみの焼却処理を筑前沼市に委託する。生ごみと余剰汚泥をアマタのバイオマス施設に処理委託する。				・生ごみの夏場の収集日を増やす ・生ごみの集める場所の増加					
45	産業廃棄物処理施設解体及び整備	産業廃棄物処理施設解体後の跡地利用について検討する。域内処理を基本とする産業廃棄物処理を実施するため、最終処分場の整備についても検討する。										
46	最終処分場の整備検討	現在町外に処分を委託している焼却灰等を町内で処分するための施設整備を検討する。										
47	低炭素社会	地球環境保全の推進	次世代にむけた低炭素社会の構築	地球温暖化対策の推進	公共施設における再生可能エネルギー導入事業	被災時において防災拠点施設等で電力やエネルギーの供給が可能となる蓄電設備等を設置する。						
48					住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業	住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業を活用した太陽光発電の普及・促進を図る。						
49					地球温暖化対策実行計画策定事業	地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減措置等に関する計画を策定する。	・CO2削減の数値目標の設定	環境に配慮した住宅をPRしてほしい				
50				省エネルギー・再生可能エネルギーの普及	みやぎ環境交付金事業を活用した公共施設の省エネルギー化の推進を図る。また、公共施設の省エネルギーの導入の推進を図る。	・LEDの街路灯の補助支援	省エネに努めます 節電に努めます					
51				木質バイオマス利活用推進事業	林地残材等を有効に活用するため、木質バイオマスの利活用を推進する。	・ベレットの猫のトイレに利用 ・乾燥機の熱源等 ・ベレットストーブ・マキストープの補助金 ・ストープの物を見れるイベントの開催 ・マキ割り体験 ・マキストープの導入促進 ・ベレットストーブの導入促進 ・環境に開く農産物の産地体験 ・灯油とベレットの差額を補助して欲しい(町)						
52				環境教育・人材	次世代の環境の担い手育成	環境教育・人材育成の推進	環境教育・人材育成の推進学習	豊かな体験活動推進事業	自然の中での農林漁業体験等を通して、児童の豊かな人間性や社会性などの育成を図る。	・お年寄りと一緒に体験学習 ・わらわら農林隊の継続 ・MAREプログラムを活用して欲しい ・環境活動に対する表彰制度 ・環境に開く農産物の産地体験	環境教育のサポーターになる 体験活動に参加します 呼びかけを行う ワラスコ探検隊一つふ貝採り等から ついでに、家庭学習	住民の方々への情報発信を行います。 産地体験ツアーの実施(観光協会→平成の森)内向きも 「山・海・ひと 志津川町合併記念誌の復活 H17 「南三陸の沿岸魚(魚類図鑑)」志津川町の復活・PR
53	環境教育・人材	次世代の環境の担い手育成	環境教育・人材育成の推進	環境教育・人材育成の推進学習	フィールドミュージアム運営協議会事業	自然体験活用を通して、エコツアーシステムおよび環境教育を面的・複合的に推進する						
54					地産地消推進事業(農林業振興係)	地産地消をPRするイベント開催の情報発信やPOP広告を活用した販売促進等を支援する。	・地産地消の食育のためのPR ・観光型以外のイベントの開催	入谷で大豆づくり→豆腐づくりで農地を活用 食育を通じた地産地消を教える→給食の献立表 市場の見学スペースを活かして教育	町長ランキング 調査を実施して資源を見い出す			
55					異業種連携事業	主催講座であった「市民講座」の再開により、一般対象とする学びの機会を提供する。	・お年寄りの方々の知恵や知識の活用 ・世代間交流事業 ・発表できる場をつくる ・環境の意味や中身の説明 ・仕組みが解るように説明	製品に対する環境紹介の報告を行う				
56	環境教育・人材	次世代の環境の担い手育成	環境教育・人材育成の推進	環境教育・人材育成の推進学習	農林水産物のブランド構築支援	農林水産物そのものや、加工品など南三陸ブランドの構築に向けた開発支援を行う。						